

天竜川流砂系総合土砂管理計画検討委員会【下流部会】規約

(名称)

第一条 本会は「天竜川流砂系総合土砂管理計画検討委員会【下流部会】」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的及び設置)

第二条 本委員会は、天竜川流砂系について、今後の具体的かつ総合的な土砂管理の推進をめざすことを目的とした天竜川流砂系総合土砂管理計画の策定・変更及び計画のフォローアップにあたって、主に天竜川下流域(佐久間ダム貯水池上流端より下流域、海岸含む)について、科学的・技術的な観点から助言を得ることを目的として開催し、浜松河川国道事務所長(以下「事務所長」という。)が設置する。

(組織等)

第三条 委員は別紙のとおりとし、事務所長が委嘱する。

2 委員の任期は前条の目的が達成されるまでの間とする。

3 委員会には委員長を別紙のとおり置くこととし、委員長は委員会議事の進行と総括を担うものとする。

4 委員会には事務局を浜松河川国道事務所(以下「事務所」という。)に置くこととし、事務局は委員会の事務を担うものとする。

5 委員以外の専門家を委員会へ招聘する必要がある場合は、事務所長が委員長の確認を得て行うものとする。

6 天竜川流砂系協議会(平成28年2月29日設置「会長 中部地方整備局河川部長」)の構成委員は本委員会にオブザーバーとして出席することができる。

7 本川ダム領域における建設ダム事業者として、天竜川ダム再編工事事務所長は本委員会にオブザーバーとして出席することができる。

(会議)

第四条 委員会の開催は原則公開とし、委員会資料及び議事要旨を事務所のホームページで公表する。

2 議事要旨は、事務局が委員長の確認を得て公表する。

(雑則)

第五条 本規約の改正は、委員会に諮り行う。

2 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員の意見を聴いて定める。

附則

（施行期日）この規約は、平成２８年　３月　９日から施行する。

平成２８年１１月１８日（一部改正）

令和元年８月３０日（一部改正）

令和４年５月１７日（一部改正）

令和７年３月１１日（一部改正）

委員名簿

(規約第三条第1項関係)

委員氏名	役職	専門	備考
加藤 茂	豊橋技術科学大学 教授	海岸	
角 哲也	京都大学 特定教授	ダム	
瀬崎 智之	国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川研究室長	河川	
谷田 一三	大阪公立大学 客員教授	河川生態	
辻本 哲郎	名古屋大学 名誉教授	河川	委員長
戸田 祐嗣	名古屋大学大学院 教授	河川	
水草 浩一	国立研究開発法人土木研究所 河道保全研究グループ 上席研究員	ダム	
森 照貴	国立研究開発法人土木研究所 流域水環境研究グループ 自然共生研究センター センター長	河川環境	

注) 敬称略 五十音順